

有限会社 楽浪 行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができる、働きやすい環境を作ることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定し、取り組みを行う。

1. 計画期間 令和 2年 8月 1日 ～ 令和 7年 7月 31日までの5年間

2. 内 容

目標 1： 男女ともに育児休業・介護休業の取得がしやすい職場環境を継続する。

< 対 策 >

- 令和 2年 8月～
- ① 男女ともに育児休業・介護休業を取得できることを周知するため、研修の実施、管理者、社員へ育児・介護休業制度、育児・介護休業規程、育児休業給付、介護休業給付等の内容、取得手続きについての説明を行い、制度の周知を図る。
 - ② 育児休業期間中の代替要員の確保や業務内容、業務体制の見直しをはかり、育児休業後における原職復帰のための体制を整える。
 - ③ 育児・介護休業中の待遇、育児休業後の労働条件等について説明・周知を行い、取得しやすい環境の整備を行う。
 - ④ 育児・介護休業取得の不安や復職にあたっての不安を取り除く為の相談体制の整備および情報提供などを行う。
 - ⑤ 事業所運営の保育施設への利用促進を図る。

働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備

目標 2： 所定外労働の削減のための措置の実施。

< 対 策 >

- 令和 3年 1月～
- ① 労働時間の見直し、残業時間の現状を把握する。
 - ② 業務状況を把握し、残業時間削減の為の業務効率施策（ノー残業デー等）を検討する。

目標 3： 短時間正社員制度の促進・定着を推進する。

< 対 策 >

- 令和 2年 8月～
- ① 短時間正社員制度の促進・定着を図る。

次世代育成支援対策に関する事項

目標 4： インターンシップ等の職業体験機会の提供、実習等を通じた雇い入れを行う。

< 対 策 >

- 令和 3年 1月～
- ① 検討会の設置及び受け入れ体制についての検討開始。大学等に職業体験の案内等の働きかけを開始する。
 - ② 受け入れを行う部署への説明及び受け入れ体制の確立、見学及びインターンシップの受け入れを開始する。

目標 5： 毎年、自社の両立支援制度の利用状況、両立支援のための取り組みの成果等を把握し、改善点がないか検討する。

< 対 策 >

- 各年 8月
- ① 利用状況、取り組みの成果について現状を把握する。
 - ② 問題点や改善点の有無について社内で検討する。
 - ③ (問題点があった場合) 社内で改善のための取り組みを検討し、実施する。